番号	項目	意見の内容	県の対応方針等	参照ページ
1	支障除去等対 策の進捗状況	<u>二重締切の鋼矢板で囲われた範囲の油相厚が依然として大きいことへの対応について</u> 、どのように考えているか。	当該範囲の既存の集油管の径が 100と小さいため、R3年3月に油相厚が大きい地点付近に 200の集油管を新た に2本設置し回収効率を向上する。 なお、第9回委員会では、既存の 100の集油管に適用できるベルトスキマーの使用を検討するようご説明しま したが、ベルトスキマーを設置するとそのベルトスキマーがポンプ車の通行の妨げとなり、二重締切内の他の集 油管でポンプによる油回収ができなくなるため 100集油管用のベルトスキマーは採用しませんでした。 なお、設置後の回収状況について、既存の 100の集油管のR2年4月の回収量2.4L/日に対し、新たに設置した 200の集油管のR3年4月の回収量は5.9L/日となり約2.4倍となっています。	資料 2 P.8
2	支障除去等の 完了に向けた 検討	実施計画における生活環境保全上の支障等の除去に係る目標の判断指標として、油膜の有無だけでなく、油臭の有無の項目も追加することを検討されたい。	ご意見を踏まえ、 <u>油の臭気について、モニタリングを実施する</u> こととします。	
3	支障除去等の 完了に向けた 検討	環境基準を超過するVOC及びふっ素が旧処分場内に残るため、長期的に モニタリングしていかないといけない。モニタリング地点については、 対策エリアの下流側に設けてもらいたい。	VOCについては、前期対策工事中の1回を除き、事案地及びその周辺におけるいずれの地点も地下水及び表流水は水質環境基準を満足しています。ふっ素について、事案地及びその周辺におけるいずれの地点も地下水及び表流水は水質環境基準を満足しています。しかし、VOC及びふっ素については、旧処分場内において土壌環境基準を超過する地点があります。また、事業地の地中に存在する油中のVOC及びふっ素が地下水に移行するかを実験で確認したところ、ふっ素については環境基準を満足しましたが、VOCについては環境基準を超過し、油から水への一定の移行が確認されました。このため、油相に接触した地下水には、環境基準を超過する濃度のVOCが含まれているおそれがあるものの、河川伏流水によって希釈されることで地下水は環境基準を満足していることが考えられます。 以上のことから、支障除去対策完了後のモニタリングにおいて、対策エリアの下流側でモニタリング地点を設定し確認していくこととします。	参考資料 1 P.76~80
4	大口径集油管 の追加設置に ついて	<u>旧処分場内の油回収について、大口径集油管(500)</u> は非常によい結果が得られており、 <u>追加設置の検討はどのように考えているのか。</u> また、 <u>大口径集油管の追加設置場所はどのように検討するのか</u> 。	<u>令和3年3月に3本の大口径集油管(500)を設置</u> しました。大口径集油管の <u>設置箇所については、熱処理工による油の流動化、プラントや工事の動線、油相厚等を踏まえ設定</u> しました。 令和3年4月の回収量については、新たに設置したものはそれぞれ14.0L/本,0L/本,0L/本であり、令和2年に設置した集油管は175.8Lでした。	資料 2 P.7
5	残油対策の工 法の比較につ いて	残油対策の工法案について、薬液注入や連続地中壁は、土壌に汚染が存在する条件でも改良ができるのかという施工の不確実性を工法比較の検討項目に入れる必要がある。また、出来上がったものをどのように評価するのか、評価できるのかという観点も含めていただきたい。	これまでに設置した鋼矢板による囲い込み工により油漏洩防止が図られているところ、 <mark>鋼矢板の二重化を追加的に実施することにより、油漏洩防止機能を保持し続けることができる</mark> と考えられます。このため、 <u>薬液注入工法については実施しないものとしたいと考えています。</u>	資料 2 P.23
6	全上」の表現	実施計画における「生活環境保全上」の支障等という記載について、 PCBは、水質環境基準において、生活環境保全に関するものではなく人の 健康保護に関するものとして規定されているため、表現の確認をされた い。	<u>「生活環境保全上」の表現は、廃棄物処理法及び産廃特措法に基づくものであり</u> 、同法における生活環境保全上とは、水質環境基準における人の健康の保護に関する項目と生活環境の保全に関する項目を合わせて用いています。	
7	地下水の利水 に対する責任 について	<u>県は、どの深度までの地下水の利水に対して責任を負っているのか</u> 検討した方がよい。	県は、廃棄物処理法及び産廃特措法に基づき、原因者に代わり生活環境保全上の支障等の除去を実施しています。このため、 <mark>県は、利水がなされるうえで支障をきたさないよう、生活環境保全上の支障等を除去する必要が</mark> あると考えています。	
8	冠水対策箇所 付近の河川流 下能力につい て	冠水対策のキャッピングの範囲付近は、川幅が狭くなっている。このため、冠水に配慮する際には、員弁川の川幅、流速、水深等を踏まえ河川管理者と協力しながら対策を検討されたい。	冠水対策のキャッピングの範囲付近は、その直上流よりも川幅が狭くなっていますが、 <mark>現況流下能力は河川整備計画流量(2,150m³/s)~河川整備基本方針流量(2,450m³/s)相当の流下能力がある</mark> ことを確認しました。また、 <mark>冠水対策のキャッピングについては、</mark> 河川の掃流力を考慮し <mark>コンクリート構造</mark> としました。	資料 2 P.27
9	冠水対策箇所 付近の護岸整 備について	冠水対策について、気候変動により現行の河川整備水準を超える大洪水の発生が懸念されるため、強固な護岸整備について、河川管理者等と協議検討されたい。	河川管理者との協議の結果、 <mark>冠水対策のキャッピングについては厚さ20cmのコンクリート構造を採用</mark> します。 また、 <mark>地上に露出している鋼矢板の</mark> 耐久性を向上するため、 <u>保護コンクリートを施工</u> することとします。	資料 2 P.26,27
10	熱処理におけ るふっ素除去 について	<u>熱処理において</u> ふっ素の揮散が予測される中、 <u>排ガス処理における <u>ふっ素除去</u>についてどう考えているか。</u>	<u>熱処理工の対象範囲において、土壌のふっ素含有量がほとんど定量下限値未満</u> (21本のボーリングの84試料のうち1試料は基準値未満、83試料は定量下限値未満)であること、室内加熱試験においては全て定量下限値未満であることから揮散はないものと考えられます。	